

平成21年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	2. 総務費	事業名	1. 市民税課税事務費	
項	2. 徴税費	細事業名	3. 課税資料電子化推進費	
目	2. 賦課徴収費	担当課・係	市民税課	(執行課: 市民税課)

予算分析	臨時経費	継続事業	単独事業								(単位: 千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳									一般財源
要求額	0	4,034	要 求									4,034
決定額			決 定									

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施 策	まちづくりの推進に向けて / 成果と効率性を重視した行財政運営の推進 / 市県民税等について適正な課税客体の把握										
	〔課税資料の電子化に関する業務〕	施策体系コード	06-01-04-20-25			事業番号	30-1						
	(社)地方税電子化協議会の運営するeLTAXに加入することにより、各支給者との間で公的年金等に関する課税資料の授受を電子データにより行う。	総事業費	18,982千円			事業期間	平成21年度～平成22年度						
		年度別事業費	21年度	22年度									
			11,055	7,927									

(事業実施に関する根拠法令)
 地方税法第321条の7の2等
 佐倉市税賦課徴収条例

< 事業に関する説明 >

(事業の説明) 地方税法の改正により、平成21年10月より公的年金からの住民税特別徴収制度が開始されるが、これに先立ち、平成21年1月から従来紙ベースにより提出されていた公的年金にかかる給与支払報告書が電子データにより提出されることとなった。このことに伴い、将来的には年金給報以外の課税資料の電子化も見据えてデータ授受に必要な環境を整える。	(事業の目的) 平成21年度においては、(社)地方税電子化協議会が運営するeLTAXに加入することにより、公的年金からの特別徴収に必要な電子データの授受を可能とする。	(事業の効果) 課税資料の電子化により、課税資料の保管、検索が容易となる。また、将来的には電子化する資料の範囲を広げることで、特別徴収義務者及び申告による納税者の利便性が高まることが見込まれる。
(事業実施上の問題点) eLTAX加入に伴い、経常的にシステム利用料及び負担金等の経費が発生する。	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項)